

防衛施設周辺放送受信事業の 助成対象区域指定基準の見直しについて

令和5年5月
防衛省

1. 制度

- 自衛隊や米軍が使用する飛行場等のうちジェット航空機の離着陸等が頻繁に実施されるものの周辺地域において、NHK放送の受信契約者に対し、放送受信料（地上放送分）の半額相当を補助金として交付

2. 見直しの概要

- 会計検査院から、航空機騒音の実態を踏まえて助成対象区域に係る指定基準を見直すなどにより、補助金交付の透明性を十分確保すべきとの指摘を受け、飛行場等からの距離を基に助成対象区域を定める現在の方式を改め、騒音度調査の結果に基づいて、実際の騒音状況を反映した区域（第一種区域（住宅防音工事対象区域））を助成対象区域とする通達を制定する
- 実際の助成対象区域の見直しについては、第一種区域の見直しを行った対象施設から順次実施していく考え
⇒ 区域指定通達の制定をもって助成対象区域を直ちに変更するものではなく、区域の見直しを行うまでの間、現行の助成対象区域を基にした助成を継続

